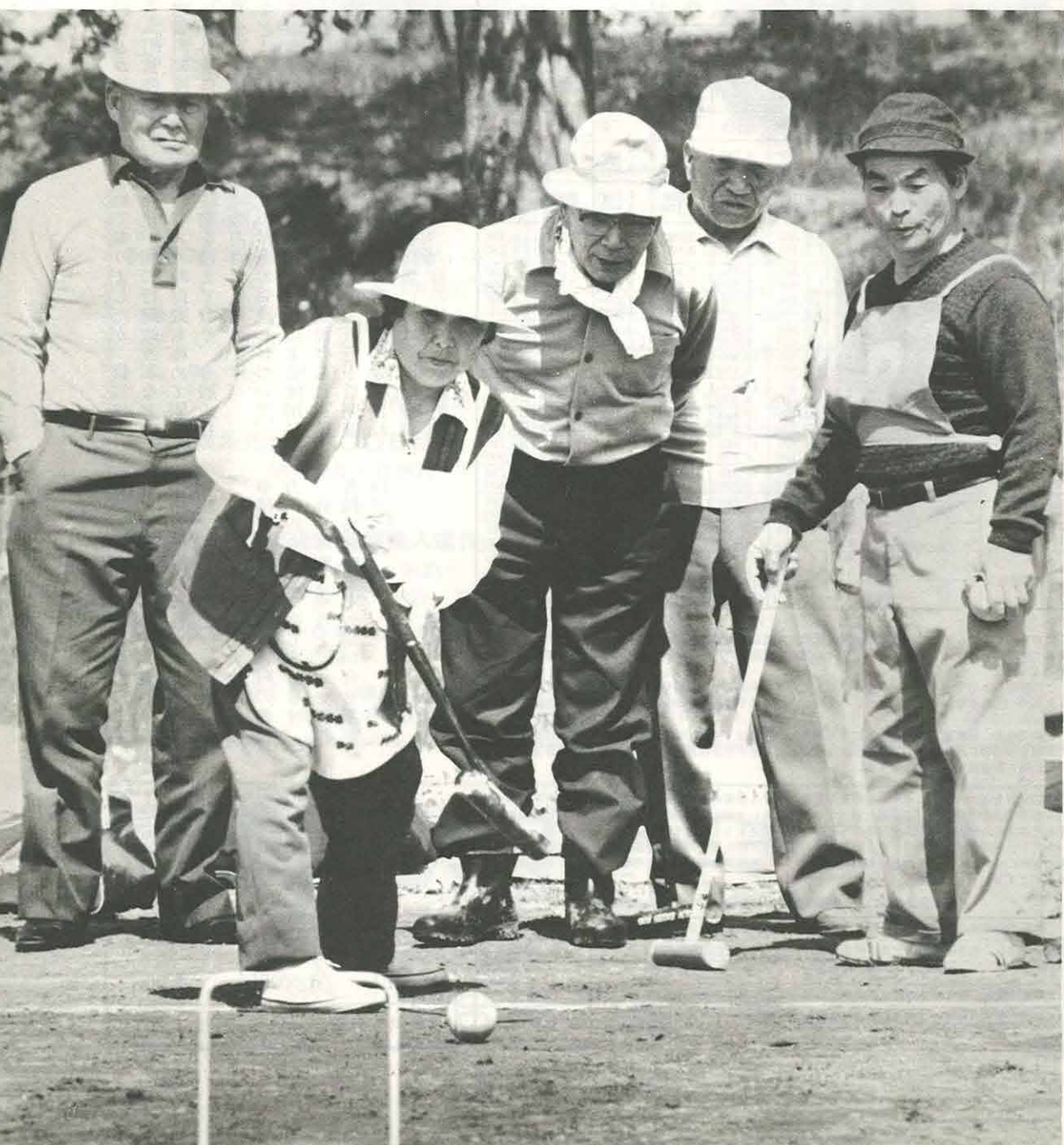


〈佐呂間町民憲章〉

仕事に誇りをもち
楽しく豊かなまちをつくります

61.6



(第五回全町高令者ゲートボール大会)

各種使用料などが 改訂されました

佐呂間保育所保育料

徴収金基準額表（昭和61年度分）

※尚、昭和62年度以降の保育料は毎年度国が定める徴収基準額の当該年度前3年の徴収基準額に基づくことになります。

(1) 基準額表（現在）		現 行			改 訂 額		
各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		徴収基準月額（月額）			徴収基準月額（月額）		
階層区分	定 義	3才未満児の場合	3才児の場合	4才以上児の場合	3才未満児の場合	3才児の場合	4才以上児の場合
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C1	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	5,450 (2,720)	3,700 (1,850)	3,700 (1,850)	7,100 (3,550)	4,800 (2,400)	4,800 (2,400)
C2	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	6,100 (3,050)	4,350 (2,170)	4,350 (2,170)	7,750 (3,870)	5,450 (2,720)	5,450 (2,720)
C3	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	6,950 (3,470)	5,200 (2,600)	5,200 (2,600)	8,800 (4,400)	6,500 (3,250)	6,500 (3,250)
D1	前年度の所得割課税額が3,000円未満である世帯	7,600 (3,800)	5,850 (2,920)	5,850 (2,920)	9,600 (4,800)	7,300 (3,650)	7,300 (3,650)
D2	3,000円以上15,000円未満である世帯	9,400 (4,700)	7,650 (3,820)	7,650 (3,820)	11,250 (5,620)	8,950 (4,470)	8,950 (4,470)
D3	15,000円以上30,000円未満である世帯	10,950 (5,450)	9,200 (4,600)	9,200 (4,600)	13,500 (6,750)	11,200 (5,600)	11,200 (5,600)
D4	30,000円以上60,000円未満である世帯	14,650 (7,320)	12,900 (6,450)	12,900 (6,450)	18,200 (9,100)	15,900 (7,950)	15,900 (7,950)
D5	60,000円以上90,000円未満である世帯	19,950 (9,970)	17,800 (8,900)	17,800 (8,900)	24,000 (12,000)	20,660 (10,330)	20,660 (10,330)
D6	90,000円以上120,000円未満である世帯	24,450 (12,220)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	30,150 (15,070)	26,660 (13,330)	26,660 (13,330)
D7	120,000円以上150,000円未満である世帯	34,200 (17,100)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	37,600 (18,800)	33,330 (16,660)	33,330 (16,660)
D8	150,000円以上180,000円未満である世帯	38,800 (19,400)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	42,450 (21,220)	37,660 (18,830)	37,660 (18,830)
D9	180,000円以上210,000円未満である世帯	41,910 (20,950)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	46,450 (23,220)	40,660 (20,330)	40,660 (20,330)
D10	210,000円以上240,000円未満である世帯	41,910 (20,950)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	48,480 (24,240)	42,660 (21,330)	42,660 (21,330)
D11	240,000円以上270,000円未満である世帯	41,910 (20,950)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	48,480 (24,240)	42,660 (21,330)	42,660 (21,330)
D12	270,000円以上	41,910 (20,950)	17,840 (8,920)	17,840 (8,920)	48,480 (24,240)	42,660 (21,330)	42,660 (21,330)

備 考

- この表のC1からD12階層の基準額欄の括弧内数値は、同階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における、その2人目以降の児童に適用される基準額（以下「半額徴収基準額」という）であること。
- この場合において、その世帯から3才以上児と3才未満児とが入所しているときは、まず3才以上児1人については基準額により、その他の児童については半額徴収基準額によりそれぞれ算定するものとする。
- 定義のうち、市町村民税課税世帯に係る前年度分税額は4月、5月分の、当該年度分税額は6月分以降の徴収金基準額に適用する。又所得割課税世帯に係る前年度分税額は4月、5月分の、前年度分税額は6月分以降の徴収金基準額に適用する。

(2)

(1)の徴収金基準額表によるその在籍措置児童の属する世帯の階層の認定にあたっては、その世帯が次の附加基準表の左欄に掲げる基準に該当する場合においては、(1)の徴収金基準額表の定めにかかわらずそれぞれ次の附加基準表の右欄に掲げる階層として認定するものとする。
ただし、次の附加基準表の「C1階層」として認定された世帯の徴収金基準額は、(1)の徴収金基準額表の定めにかかわらず、当該基準額の2分の1とし、10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

固定資産税による階層認定の附加基準

徴収基準額表の定義における階層及び固定資産税額による区分	認定する階層
B階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯	C1階層
C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C2階層
C2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C3階層
C3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	C4階層
C4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	C5階層

この度、使用料などが改訂され、七月一日から（町営住宅家賃収入超過者割増賃料制度は十月一日から）新しい料金に変わりますのでお知らせします。
今回の使用料などは昭和五十七年に改訂されて以来、今日までの数年間据置かれて参りましたが、この間諸物価等の上昇などにより、これに要する行政経費も年々増加する中で、町は経常経費の節減と効率的な運営に

努めて参りましたが、経済情勢の悪化、国の行財政改革などの影響もあり町財政も極めて困難な時期を迎えており、今般止むなく改訂されたものです。
この料金の見直しについて、町内各層の代表者による使用料調査専門委員会が設けられ、慎重な審議の後、四月三十日開催の第三回臨時町議会に提案され各常任委員会における検討審議を経て、六月の第二回定例町議

会において可決されたものです。また、町営住宅家賃については新たに割増賃料が加えられました。
町民の皆様には料金改訂の諸事情を御理解の上、特段の御協力をお願い申し上げます。尚、不明な点などについては各担当窓口までお問い合わせ下さい。

佐呂間幼稚園 入園料及び保育料

区 分	改 訂 金 額	現 行 金 額
入園料	3,500円	2,000円
保育料	月額 5,000円	月額 4,500円

町営住宅家賃収入超過者割増賃料倍率表

(10月1日から)

町営住宅の種類	入居者の収入	倍率
第1種町営住宅	162,000円を超え 204,000円以下	0.2
	204,000円を超える場合	0.4
第2種町営住宅	100,000円を超え 162,000円以下	0.2
	162,000円を超え 204,000円以下	0.3
	204,000円を超える場合	0.4

※ただし、昭和44年以前に建設された住宅には適用しない。

佐呂間町立へき地保育所保育料

階層	定 義	改訂 保育料月額	現行 保育料月額
A	生活保護法による被保護世帯又は前年度分及び当該年度分の町民税非課税世帯	免除	免除
B1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯 (所得割非課税世帯)	2,500 (1,800)	2,000 (1,000)
B2	前年度分及び当該年度分の町民税の所得割が課税されている世帯	3,100 (2,100)	2,500 (1,500)
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税額が30,000円未満である世帯	3,600 (2,500)	3,000 (2,000)
C2	前年分の所得税課税額が30,000円以上90,000円未満である世帯	4,100	3,500
C3	前年分の所得税課税額が90,000円以上である世帯	4,600	4,000

備 考

- この表のB1、B2、C1階層の保育料月額の欄の括弧内の数値は、当該階層の属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における、その2人目以上の児童に適用する保育料月額とする。
- 定義のうち町民税課税世帯に係る前年度分は4月、5月分、当該年度分は6月分以降の保育料月額に適用する。また、所得税課税世帯に係る保育料月額は4月、5月分は前々年度の、6月分以降は前年分の所得税課税額に適用する。
- A階層のうち町民税非課税世帯について、その世帯における前年度分の固定資産税額が20,000円以上である世帯はB1階層と認定し、その2分の1の保育料月額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

町営バス定期旅客運賃表

乗車区間	種別	通 勤		通 学		
		1ヶ 月	3ヶ 月	1ヶ 月	3ヶ 月	6ヶ 月
		割引率	25 % 引	1ヶ月の3倍の 5%引	15.1%以上40%引 15.2%以上40%引	1ヶ月の3倍の 5%引
50		2,250	6,420	1,800	5,130	9,720
60		2,700	7,700	2,160	6,160	11,670
70		3,150	8,980	2,520	7,190	13,610
80		3,600	10,260	2,880	8,210	15,560
90		4,050	11,550	3,240	9,240	17,500
100		4,500	12,830	3,600	10,260	19,440
110		4,950	14,110	3,960	11,290	21,390
120		5,400	15,390	4,320	12,320	23,330
130		5,850	16,680	4,680	13,340	25,280
140		6,300	17,960	5,040	14,370	27,220
150		6,750	19,240	5,400	15,390	29,160
160		7,200	20,520	5,760	16,420	31,110
170		7,650	21,810	6,120	17,450	33,050
180		8,100	23,090	6,480	18,470	35,000
190		8,550	24,370	6,840	19,500	36,940
200		9,000	25,650	7,200	20,520	38,880
210		9,450	26,940	7,560	21,550	40,830
220		9,900	28,220	7,920	22,580	42,770
230		10,350	29,500	8,280	23,600	44,720
240		10,800	30,780	8,640	24,630	46,660
250		11,250	32,070	9,000	25,650	48,600
260		11,700	33,350	9,360	26,680	50,550
270		12,150	34,630	9,720	27,710	52,490
280		12,600	35,910	10,080	28,730	54,440
290		13,050	37,200	10,440	29,710	56,380
300		13,500	38,480	10,800	30,780	58,320
310		13,950	39,760	11,160	31,810	60,270
320		14,400	41,040	11,520	32,840	62,210
330		14,850	42,330	11,880	33,860	64,160
340		15,300	43,610	12,240	34,890	66,100
350		15,750	44,890	12,600	35,910	68,040
360		16,200	46,170	12,960	36,940	69,990
370		16,650	47,460	13,320	37,970	71,930
380		17,100	48,740	13,680	38,990	73,880
390		17,550	50,020	14,040	40,020	75,820
400		18,000	51,300	14,400	41,040	77,760
410		18,450	52,590	14,760	42,070	79,710
420		18,900	53,870	15,120	43,100	81,650
430		19,350	55,150	15,480	44,130	83,600
440		19,800	56,430	15,840	45,160	85,540
450		20,250	57,720	16,200	46,190	87,490
460		20,700	59,000	16,560	47,220	89,430
470		21,150	60,280	16,920	48,250	91,380
480		21,600	61,560	17,280	49,280	93,320
490		22,050	62,850	17,640	50,310	95,270
500		22,500	64,130	18,000	51,340	97,210
510		22,950	65,410	18,360	52,370	99,160
520		23,400	66,690	18,720	53,400	101,100
530		23,850	67,980	19,080	54,430	103,050
540		24,300	69,260	19,440	55,460	105,000
550		24,750	70,540	19,800	56,490	106,940
560		25,200	71,820	20,160	57,520	108,890
570		25,650	73,110	20,520	58,550	110,830
580		26,100	74,390	20,880	59,580	112,780
590		26,550	75,670	21,240	60,610	114,720
600		27,000	76,950	21,600	61,640	116,670
610		27,450	78,240	21,960	62,670	118,610
620		27,900	79,520	22,320	63,700	120,560
630		28,350	80,800	22,680	64,730	122,500

町営住宅家賃表

建設 年度	団 地 名	種別	構 造	改訂 月額家賃	現行 月額家賃
37	若 佐	1種	—	3,200	3,200
	〃	2種	—	2,400	2,400
38	西 富	1種	—	3,200	3,200
	浜佐呂間	2種	—	2,400	2,400
40	西 富	1種	—	3,900	3,900
	〃	2種	—	3,100	3,100
41	宮 前	1種	—	4,700	4,700
	〃	2種	—	3,500	3,500
42	宮 前	1種	—	5,000	5,000
	〃	2種	—	4,100	4,100
43	富 武 士	〃	3DK	4,700	4,700
	〃	〃	2DK	3,400	3,400
44	富 武 士	〃	〃	3,800	3,800
	〃	〃	3DK	5,200	5,200
	宮 前	1種	2DK	5,300	5,300
	〃	〃	3DK	6,200	6,200
	〃	2種	2DK	4,400	4,400
	〃	〃	3DK	5,200	5,200
47	緑 園	1種	2DK	7,800	7,100
	〃	〃	3DK	8,900	8,100
	〃	2種	2DK	6,100	5,600
	〃	〃	3DK	7,000	6,400
48	若 佐	1種	2DK	8,100	7,400
	〃	〃	3DK	9,200	8,400
	緑 園	〃	2DK	8,100	7,400
	〃	〃	3DK	9,200	8,400
	若 佐	2種	2DK	6,300	5,800
	〃	〃	3DK	7,200	6,600
	共 和	1種	2DK	11,200	10,200
	〃	〃	3DK	12,700	11,600
	〃	〃	4DK	14,100	12,900
	〃	2種	2DK	6,300	5,800
	〃	〃	〃	7,400	6,800
	緑 園	〃	〃	7,400	6,800
	〃	〃	3DK	8,400	7,700
	共 和	〃	〃	7,200	6,600
	〃	〃	〃	8,400	7,700
50	浜佐呂間	1種	3DK	14,700	13,400
	〃	2種	〃	12,300	11,200
	〃	〃	2DK	10,500	9,600
51	浜佐呂間	2種	3DK	13,500	12,300
	共 和	〃	〃	15,400	14,000
52	緑 園	1種	3DK	17,800	16,200
	〃	2種	〃	14,700	13,400
53	若 里	1種	3DK	21,500	19,600
	〃	2種	〃	19,100	17,400
	緑 園	〃	〃	19,100	17,400
	浜佐呂間	〃	〃	19,100	17,400
54	緑 園	2種	3DK	20,900	19,000
	若 佐	〃	〃	20,900	19,000
	〃	1種	〃	23,400	21,300
56	西 富	2種	3LDK	23,100	21,000
57	西 富	2種	3LDK	25,300	23,000
58	西 富	2種	3LDK	25,300	23,000
	若 佐	〃	〃	25,300	23,000
59	西 富	1種	3LDK	30,000	30,000
	〃	2種	2LDK	23,400	21,000
60	西 富	1種	3LDK	30,000	30,000
	〃	〃	2LDK	25,000	25,000
	栄	〃	3LDK	30,000	30,000
	浜佐呂間	〃	〃	30,000	30,000

町営バス旅客運賃

★ 浜佐呂間線

															浜佐呂間駅前		
															汐見町		50
															六線		70 110
															四線入口		70 120 140
															幌岩学校前		60 110 150 170
															工藤前		50 100 140 170 200
															西二線入口		100 130 160 190 230 250
															浪速小前		60 130 160 190 220 260 280
															国民宿舍前		120 150 210 230 260 300 330 360
															富士浜		50 140 170 230 250 280 320 350 380 80
															三号線		80 110 180 210 270 290 320 360 390 420 130
															四号線		50 110 130 200 230 290 310 340 380 410 430 150
															農協支所		60 90 140 160 230 260 320 340 370 410 440 180
															トカロチ入口		50 80 110 150 170 240 270 330 350 380 420 450 190
															報徳		110 120 150 170 210 230 310 340 390 420 440 470 510 530 250
															長屋前		60 140 160 190 200 240 260 340 370 420 450 500 540 560 280
															北会館前		50 100 160 180 210 220 260 280 360 390 440 460 490 520 550 570 300
															高校前		60 100 130 200 210 240 260 300 320 390 420 470 490 520 550 580 600 340
															中学校前		50 80 110 140 210 220 250 270 310 330 400 430 480 500 530 560 590 610 350
															佐呂間		50 70 120 140 170 230 240 270 290 330 350 430 450 500 520 550 580 610 630 370

★ 栃木線

										23線		50
										22線		50 60
										21線		50 60 90
										20線		50 60 90 110
										19線		50 60 90 110 120
										18線		50 60 90 110 120 140
										17線		50 60 90 110 120 140 150
										16線		50 60 90 110 120 140 150 170
										15線		50 60 90 110 120 140 150 170 180
										14線		50 60 90 110 120 140 150 170 180 260
										若佐支所前		130 140 160 170 190 200 220 230 250

★ 若里線

										富士浜		80
										トカロチ浜		150 190
										石原前		50 130 170
										福沢前		50 60 120 160
										井田前		50 60 100 100 140
										浜床丹入口		80 110 120 140 140 180
										床丹駅前		100 150 160 180 200 200 240
										金子前		50 120 170 180 200 220 220 260
										若里小前		130 150 210 250 270 280 300 340
										吉野団地		50 60 100 120 180 220 240 250 270 310
										大和会館		50 70 90 70 110 160 200 220 230 250 290
										十二号線		50 70 110 120 180 220 240 250 270 320
										十一号線		50 70 110 120 180 220 240 250 270 320
										団地入口		100 120 140 160 170 110 130 190 230 250 260 280 320
										峠下		60 130 150 170 190 200 140 160 220 260 280 290 310 350
										北会館前		60 110 160 180 200 220 230 180 200 250 290 310 320 340 380
										高校前		50 80 120 170 190 210 230 240 190 210 260 300 320 330 350 390
										中学校前		50 70 120 150 200 220 230 260 270 210 230 290 330 360 380 420
										佐呂間		

27日	26日	23日	20日	19日	18日	15日	13日	12日	10日	9日	8日	5日
社会文教常任委員会	開発公社株主総会	交通安全街頭啓発	植樹祭	第一回定例監査講評	歩け歩け運動	佐呂間町商工会通常総会	産業建設常任委員会	第一回定例監査	合消防演習	例月出納検査	社会福祉協議会総会及び共同募金佐呂間分会	自治会長会議

町政日誌

衆議院議員選挙 参議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査投票

投票日 七月六日(日)

衆議院議員選挙及び参議院議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査投票が七月六日午前七時から全国一斉に実施されます。

町選挙管理委員会では、町内有権者の方が棄権することなく国民の権利を正しく行使されることを望んでおります。

今回の選挙は衆・参両院の同時選挙となり、裁判官国民審査投票とあわせて一度に四種類の投票を行うこととなりますので投票用紙を確認して間違いないよう投票をして下さい。

★有権者について

新たに選挙人名簿に登録される方

年令要件 昭和四十一年七月

七日までに生れた方。

住所要件 昭和六十一年三月

二十日までに住民登録の転入届の手続をした方。

※昭和六十一年三月二十一日以降に本町に転入をされた方は前住所地の市町村に選挙権がありますので、前住所地の

衆議院議員

六月二十一日から七月五日までの間。

裁判官国民審査投票

六月二十八日から七月五日までの間。

(3)不在者投票のできる時間

毎日午前八時三十分から午後五時まで(土・日曜も行っております。)

(4)不在者投票を行う場所

佐呂間町役場(二階)

選挙管理委員会事務局

※印鑑を必ず持参して下さい

★投票について

御承知の通り衆議・参議の同時選挙となり一度に四種類の投票を行うこととなりますので間違いないよう投票をして下さい。

○衆議院議員選挙

・投票用紙の色は、藤色に黒色の印刷

・投票用紙には、候補者の氏名を記入すること。

○参議院選挙区選出議員選挙

・投票用紙の色は、薄い黄色に黒色の印刷

・投票は、候補者の氏名を記入すること

○参議院比例代表選出議員選挙

・投票用紙の色は、白色に赤色の印刷

・投票は、候補者の氏名を記入すること

・投票用紙の色は、白色に赤色の印刷

・投票は、候補者の氏名を記入すること

・投票用紙の色は、白色に赤色の印刷

・投票は、候補者の氏名を記入すること

・投票用紙には、前回より制度が変更まして、政党その他の政治団体の名称又は略称を記入することになりました。

○最高裁判所裁判官国民審査投票

・投票用紙の色は、白茶色に黒色の印刷

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

・投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名が記載されております。

町内交通事故死ゼロ 553日でついにストップ!!

新たに300日目標設定

起算日 昭和61年6月2日

達成日 昭和62年3月28日

町内の交通事故死ゼロ「800日」目標達成を目指しておりましたが、残念ながら5月10日に大きな人身事故、更に6月1日にはついに交通事故による死亡事故が発生し553日でストップいたしました。

新たに「300日」目標を設定いたしましたので、運転者は勿論、歩行者もルールを守り、交通安全にご協力下さい。

★シートベルトは必ず着用しましょう。

★安全速度で運転しましょう。

★横断歩道では必ず左右を確認しましょう。

★自転車・歩行者の夜間外出は必ず反射材を着用しましょう。

保険料を納められない方は

免除の手続きを

国民年金の保険料を納めたくても、失業や長期の病気、災害などのために家計が苦しく納められない方は、保険料の納付が免除されます。

(ただし、所得

による一定の制限があります)ので、役場年金係で手続きをしてください。

国民年金

利ではありません。

そこで、保険料を免除された人は、その後生活に余裕ができたときに、十年前までさかのぼって、保険料を納めることができます。

納める額は、保険料免除を受けた当時の保険料の額に一定の率をかけた追納保険料を納めることになります。

免除申請書を出せば、将来年金がもらえるや



■子のある妻に支給される年金額

子の数	年金額 (61年度価格)
1人のとき	809,600円
2人のとき	996,400円
3人のとき	1,058,700円
4人以上	3人のときの額に1人につき62,300円を加算

■子の場合に支給される年金額

子の数	年金額 (61年度価格)
1人のとき	622,800円
2人のとき	809,600円
3人のとき	871,900円
4人以上	3人のときの額に1人につき62,300円を加算

(注) 子1人あたりの年金額は、表中「年金額」の欄の額を子の数で割った額になります



「問」遺族基礎年金は、どのような要件を満たしたときに受けられますか?

「答」遺族基礎年金は、国民年金に加入している人や、老齢基礎年金をうけられる資格期間のある人が亡くなったとき、子のある妻や子が遺族年金を

うけられます。

ただし、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です

(1) 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が亡くなったとき。

(2) 被保険者期間の三分の二以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)があること。

遺族基礎年金の額は定額で、妻の分として六万二千二百八十円(月額五万一千九百円)に子の加算額を加えた額になります。子に支給するときは六万二千二百八十円(月額五万一千九百円)とし、子が二人以上のときは二人目以後の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額になります。

保険料は忘れずに納めよう

税のしるべ

◎マイホームと税

マイホームづくりに関係のある国税について、そのあらましを説明しましょう。

◆登録免許税

土地や建物などの登記をするときにかかる税金で、取得した不動産の価額に税率を掛けて税額を算出し、登記申請の際に納付します。

なお、その登記が一定の要件に当てはまるときは、税率が軽減される特例を受けることができます。

◆住宅を取得した場合の所得税額の特別控除

自分が居住するために、住宅ローン等(入居が六十一年一月一日以後の場合は公的住宅ローン等を含みますが、それ以前のものは民間住宅ローン等のみ)によって、一定の要件に当てはまる新築住宅又は中古住宅を取得したときは、三年間にわたって、一定の方法により計算した金額が所得税額から控除されます。

議会のちぎ

第三回 臨時町議会

第三回臨時町議会が四月三十日開会され、条例予算などが議決されました。

条例

▼条例の制定
●佐呂間町税条例の一部を改正する条例制定について

原案可決

主な改正点

- 町民税均等割非課税基準が二十二万円から二十五万円に引き上げられました。
- 電気税等の徴収方法の規定が整備されました。
- 町民税所得割の非課税範囲が二十九万円から三十一万円に改正されました。
- 肉用牛売却による事業所得に対する町民税の課税特例非課

第三回臨時町議会

町長 行政報告 (要旨)

◎牧野の冬枯れ病について

昨年、牧野の草地造成を新規更新、合計五十八ha程度実施しましたが、冬枯れ病にかかり融雪後、専門的な調査を行った結果、

- 税期間が昭和六十六年度まで延長になりました。
- たばこ消費税従量割の税率が改正になりました。
- みなし法人に対する町民税課税の特例期間が昭和六十二年

度まで延長になりました。
●たばこ業者の手持分に対する課税の取り扱いが加わりました。

◎町有防風林の延焼について

四月二十六日、午後三時頃に若佐中学校教員住宅北側の町有防風保安林にゴミ焼きの火が延焼しましたが、幸い発見等が早く、最少限度に取り止めました。

◎加工企業の進出について

農協を通じて、町内のホタテウロ等内臓物を原料として加工したいという企業進出の話が来ております。

この条件として、町の企業誘致ということで、用地を取得し貸し付けをしてほしいという要請であります。

◎林業公社の解散について

先般、工場の立地条件等の調査にみえられましたが、できるだけ早く工場建設に向け工したいということであり、具体的な事業計画等が出て来ましたら議会に協議し、結論を出していきたいと考えております。

林業事情の厳しい中、民有林の伐採等が極めて少なくなってきたおり、このまま経営を続けると赤字を出し、出資金の返済や従業員の出資金の支払いができない様なことが起きては困るということで株主総会を開き解散した訳であります。

尚、町の出資金三百万円については四月二十七日に返還されております。

従業員の雇用について、造材関係は町内の造材業者と話し合い、希望者は従前通り仕事をしたいいただき、造林関係は森林組合に入ってもらい、町が発注する造林事業の仕事を行ってもらうことになりましたのでご報告申し上げます。

予 算

●佐呂間町立佐呂間保育所条例の一部を改正する条例制定について

― 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

― 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町立佐呂間幼稚園の入園料及び保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について

― 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

― 社会文教常任委員会付託

●佐呂間町営バスの設置及び運行管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

― 総務財政常任委員会付託

●特別職及びその他の報酬額、費用弁償額及びその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について

― 総務財政常任委員会付託

●佐呂間町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

― 原案可決

(改正要旨)
国の制度改正に伴い、本町の条例も一部改正になりました。

●昭和六十一年度佐呂間町一般会計補正予算(第一号)

― 原案可決

二千九百二十万八千円が追加され、予算の総額が三十八億百三十八万九千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・特別交付税 八百四万円

・公共育成牧場整備事業補助金 △一千五百五十万円

・自給飼料生産総合対策事業補助金 二千三百二十六万円

・第五回全国豊かな海づくり大会地元三町実行委員会剰余金 四百七万円

・第五回全国豊かな海づくり大会佐呂間町協賛会剰余金 四百三十一万円

(才出)

・産業会館屋上補修工事 百六十八万円

・若佐診療所運営費委託料 九百五十一万円

・自給飼料生産総合対策事業費補助金 一千二百八十五万円

・第五回全国豊かな海づくり大会記念碑建立工事 三百三十三万円

・佐呂間小学校(ブロック)耐力度調査委託料 百十二万円

●昭和六十一年度佐呂間町簡易水道特別会計補正予算(第一号)

― 原案可決

百万三千円が追加され、予算の総額が四億三十一万三千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・前年度繰越金 三十六万円

・若佐簡易水道配水管移設工事補償金 六十四万円

(才出)

・若佐簡易水道配水管移設工事 百万円

専決処分

●昭和六十一年度佐呂間町一般会計補正予算(第十五号)

― 承認

一千九百九万七千円が追加され、予算の総額が四十億三千二百二十三万四千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・自動車重量税与税 △百四十六万円

・土営土地改良事業債 一千九百万円

・さろます養殖場増設工事費債 百六十万円

(才出)

・財政調整基金積立金 一千五百万円

・予備費 四百十万円

●昭和六十一年度佐呂間町国民健康保険特別会計補正予算(第七号)

― 承認

一千四百七十八万二千円が追加され、予算の総額が七億七千九百五十七万五千円になりました。

主な補正額(千円以下繰上げ)

(才入)

・普通調整交付金 △一千五百六十三万円

・特別調整交付金 一千四百九十四万円

・特別交付金 四千三百四十六万円

・国民健康保険事業基金繰入金 △二千万円

(才出)

・一般被保険者療養給付費負担金 一千三百九十万円

報 告

●繰越明許費繰越計算書について 了承

運動公園整備事業設計委託費四百三十万円と災害復旧費三千七百六十七万八千円が翌年度へ繰り越されました。

●社会文教常任委員会

・老人保健法の改悪に反対し、お年寄りが安心して医療を受ける権利を保障することをもとめる陳情について 不採択

ご意見・ご希望を
お寄せ下さい

議会や議会のうごきに対する
ご希望をお待ちしております

まちの話題

森林や木を

守り育てましょう

植樹祭

本年度の植樹祭が、五月二十日雨の中行われ、朝日の国有林佐呂間事業区二十三林班内〇・三haに六百本のカラ松が、栄小学校生徒十六名を含む約百名の手で植えられました。
今回行われた植樹の地域は、佐呂間簡水の水源地となっております。



り、一日千五百トンほどの水を佐呂間市街の家庭に供給している重要な地域でもあります。
昨年は、国際森林年として設定され、森林に関するいろいろな行事が行われました。

また、先月には、北見市において、オホーツク「木のフェスティバル」が開催されるなど、「森林」及び「木」に対しての関心が持たれてきています。

みなさんも、我々の大切な資源である森林や木を守り育てていきましょう。

サロマ湖の自然を

楽しんでもらうために

キムアネツプで

野焼き実施

五月九日、キムアネツプのキャンプ場周辺で、野焼きが行われました。

この野焼きは、最近、はまなす群落が野ねずみによる被害が多く、また、植生も悪い状況にあることから、来訪者に美しいサロマ湖の自然を楽しんでもらおうと昨年より実施しているものです。

この日は、自然公園管理人や町職員など総勢十五名で三haほ



どのかれ草やかれ木を焼き払いました。

キムアネツプの風物詩となった感があるこの野焼きによって岬付近がはまなすの群落でおおわれることを期待したいものです。

第五回全町高令者

ゲートボール大会

佐呂間町老人クラブ連合会主催による第五回全町高令者ゲートボール大会が好天にめぐまれた五月二十八日、総合グラウンドで行われました。

年々、ゲートボール熱が高まっている中で、町内各地区から二十チーム、総勢約百六十名が

参加しました。

開会式では内藤老人クラブ連合会長のあいさつに続き、選手を代表して、北区の山原さんが力強く選手宣誓を行い、試合が開始されました。

試合では日頃の練習成果をいかんなく発揮(?)し、好ゲームが繰り広げられ、あまりの熱心さに審判員につめよる場面も結果は優勝共立Aチーム、準優勝知来Bチーム、第三位富丘チームとなりましたが、参加者は楽しい一日を過ごしました。

又、上位二チームは七月二十五日、本町で行われるNHK杯親善ゲートボール大会(佐呂間町、湧別町、上湧別町の三町対抗)に出場することになっており活躍が期待されます。



無事故を記念して

交通安全旗を寄贈

NTT中湧別

電報電話局



四月二十五日、NTT中湧別電報電話局から町に交通安全旗百枚が寄贈されました。

これは、同局が無事故を十年間続けたことを記念して、本町上湧別町、湧別町に寄贈したものです。

同日、池田局長から岸本助役に手渡されました。

なお、この安全旗は、町より安全協会佐呂間支部を通じ、各分会に渡されます。

お知らせ

町や関係機関からの
お知らせ、行事の案
内をのせています。

人権擁護

委員について

昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的な人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権の番人の機関が誕生しました。

これが人権擁護委員制度の始まりです。

六月一日から三十日までは一、人権擁護委員制度普及月間」となっており皆さんとともに、一層の人権思想の啓発に努めることを申し合わせています。

本町には、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおりますので、相談は無料、秘密は守りますので、お気軽に御相談下さい。

●尾上 章（浜佐呂間）
●山内 和（幸町）

国民健康保健

高額療養費自己負担限度額が変わりました

昭和六十一年五月診療分より国民健康保険に加入されている方の高額療養費自己負担限度額が、今までの五万一千円から、五万四千円に引き上げられました。

ただし、町民税非課税世帯の方の自己負担限度額（三万円）高額療養費の計算方法は従来どおりです。

※くわしいことは、民生課保健衛生係までお問い合わせください。

河川をきれいに

しましょう

農業や除草剤の使用されるシ—ズンになりました。

これら農業、除草剤が河川や湖に流入しないよう空ビン、空袋の処理や水利用について、十分注意するよう気を付けましょう。

川や湖にはたくさんの魚貝類が育っており、心ない行為で環境を破壊し、資源を無くさないようお互いに注意しましょう。

（産業課水産係）

昭和六十一年度

姉妹都市青年派遣者募集

町では昭和五十五年十月、アメリカ合衆国アラスカ州バーマ市と姉妹都市を提携して以来、

高校生との交換事業や青年の派遣事業を実施し、両市町間における生活、文化等の交流を図ってきたところですが、本年度も実

社会に出て生活している町内の青年を対象に、次のとおり募集します。

一、目的
次代の佐呂間町を担う町内の青年をバーマ市へ派遣し、両市町民の交流を広げ、相互理解と友好親善の促進をはかる。

二、派遣計画期間
八月中旬～八月下旬
実滞在日数十四日程度

三、派遣先
アメリカ合衆国アラスカ州バーマ市

四、募集人員 青年 二名
五、応募資格
佐呂間町に永住される青年で次の要件に該当する方。

(1) 佐呂間町に居住し、原則として年令四十歳まで（昭和六十一年四月一日現在）の青年で実社会に出ている方。
(2) 心身共に健康であり、初歩的な英会話ができること。

(3) 情緒が安定し礼儀を重んじ滞在中の生活において協調的態度を持続できること。

六、期限及び応募先

七月三十一日までに役場企画調査室に応募書に保証書を添えて応募してください。（応募用紙、保証書用紙は、役場企画調査室にあります。）

七、選考

応募者の中から佐呂間町が選考します。

八、滞在内容

バーマ市民の家庭に寄宿し、生活及び社会見学等の体験、産業の実態、教育文化等の見聞。

九、帰町報告会

帰国後、二ヶ月以内に帰町報告会を行う。

十、所要経費（予定）

交通費、その他の経費を含めて約三十六万程度（宿泊等の滞在費は寄宿家庭で負担）

十一、町費助成

所要経費の三分の二以内を町が補助します。
※詳しくは、役場企画調査室までお問い合わせ下さい。

バーマ市高校生の受け入れ家庭のお願い

佐呂間町とバーマ市とは、昭和五十五年姉妹都市として結ばれて以来、両市町民の理解と協力により、人的交流等を通じて相互友好親善をはかっております。

今年もバーマ市より女子高校生一名が来町されますので、ホームステイでの生活、体験を通じて本町への理解と親交をさらに深めていきたいものと考えております。

つきましては、次により来町される方のホームステイを引き受けていただけるご家庭をお願い致します。特段のご協力をお願い致します。

一、受け入れ家庭 二家庭

二、受け入れ期間
昭和六十一年八月六日

（うち、一家庭での受け入れ日数十日間程度）

三、ホームステイをお願いできる方、また、その他くわしいことは、昭和六十一年七月十五日までに、役場企画調査室まで、ご連絡くださるようお願い致します。

七月一日現在で実施 事業所統計調査に ご協力を

調査は、七月七日以降に調査員が各事業所を訪問して、調査票の記入をお願いしますので、ご協力下さい。

(企画調査室統計係)

七月一日現在で、全国一斉に事業所統計調査が実施されます。この調査は、国勢調査と並ぶ国の基本的な統計調査の一つで、事業所について産業別や規模別の基本的構成を、全国、都道府県、市区町村別に明らかにすることを目的に、昭和二十二年に第一回調査が行われ、今回は十四回目にあたっています。

今回の調査では、最近の経済情勢の変化が我が国の産業構造にどのような影響をもたらしているかが明らかになるものと注目されています。

この事業所統計調査は、商店や工場、会社をはじめとして、官公庁、学校、駅、病院、神社仏閣など、すべての事業所を対象として行われるものです。

調査の結果は、国、都道府県、市区町村などでの各種の行政施策、例えば、地域開発計画、都市計画、交通対策、雇用対策、公害対策などを立案する基礎資料として、あるいは、民間における事業計画などを策定する基礎資料として、広く利用されています。

道民生活に関する 世論調査について

道では、道民の皆さんから暮らし向きや暮らしの実感などについてご意見をうかがう「道民生活に関する世論調査」を行っています。

この調査は、これからの道政を進めていくうえで大切な資料となるものです。

七月上旬ころ、道内千八百人（無作為抽出）の方のお宅に調査員（委託業者）がうかがいますので、ご協力をお願い致します。

▽問い合わせ先

北海道総務部知事室広聴課
☎〇一—二二—四一一
内線二二二六

国立函館視力障害 センター入所者募集

技術と資格で自立をはかる視覚障害者を募集します。

▽募集人員

・中卒者対象 五年課程
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第一部
三十名

・高卒者対象 三年課程
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科第二部
二十名

▽受付期間

昭和六十一年十一月十五日まで

▽申込先

網走市北七条西三丁目
網走支庁社会福祉課

鉄道妨害防止に対する 協力お願いについて

本年もようやく暖かくなり、外に出て過ごすことが多くなってきました。

この季節になりますと、線路の置石、置物、線路立ち入り、踏切事故など列車の安全な運転を妨害する事故が多く発生します。

鉄道公安室では、この種の事故防止に全力を挙げて鋭意努力をしておりますが、地域住民一人ひとりの御理解と御協力がなければこの種の事故防止は困難であります。

つきましては、次の事項を守り、鉄道妨害防止のため御協力をお願い致します。

- 一、線路や踏切の近くで遊ばないようにしましょう。
- 二、線路の中に入ったり、線路の中を歩いたりしないようにしましょう。
- 三、レールの上に石や物を置かないようにしましょう。
- 四、列車に向かって石や物を投げないようにしましょう。
- 五、踏切の押しボタンなどをつたずらないようにしましょう。
- 六、線路で遊んでいる人を見かけたらお互いに注意しましょう。

(北見鉄道公安室)

六月は土砂災害 防止月間です

建設省、道などでは六月を土砂災害防止月間と定め、各種運動を行っています。

土砂災害は、一瞬のうちに人命や財産を奪う恐ろしい災害です。

一時間に二十ミリ以上の大雨や降り始めからの雨量が百ミリを越えた場合には、土砂災害の発生する危険が高くなります。

近くに危険地域のある家庭では、気象情報に注意し、あぶないと思ったら早めに避難することが必要です。

(工営課管理計画係)

もう一度 お確かめ下さい！

昭和六十一年お年玉つき年賀葉書当選番号

◎引換期間

昭和六十一年七月十九日まで

1等	ビデオテープレコーダー	A 組	337340		
		A・B組	953103		
		共 通	281824		
			205362		
2等	インスタントカメラ	A 組	下5けた 94150		
		A・B組	下5けた 86618		
3等	万年筆または洋食器セット	A・B組	下5けた 76123	下5けた 96885	
			下5けた 94941	下5けた 32701	
4等	手紙セット	A・B組	下3けた 126		
5等	お年玉切手シート	A・B組	下2けた 03	下2けた 63	下2けた 39

(佐呂間郵便局)

☆ 地域総合イベント サロマ湖沿線ふれあいひろば開催

このたび、NHK北見放送局では佐呂間、湧別、上湧別の三町の町民を対象にNHKの全国向け放送番組の公開録画等を行うのを始め、教育、教養ならびにスポーツ企画等を町、教育委員会等ならびに関係団体と連携し、総合的かつ重点的に実施し住民相互のふれあいをはかる中で豊かなまちづくりに寄与することを目的に地域総合イベント「サロマ湖沿線ふれあいひろば」を行うことになりました。

(2) NHK杯親善ゲートボール大会(佐呂間、湧別、上湧別の三町対抗)
○日程
七月二十五日(金)
○場所
総合グラウンド
○参加チーム
各町二チーム

(3) にこにこぶん記念撮影会
○日程
第十五回サロマ湖観光まつりの日(七月二十七日 予定)

本町においては左記の通り各種イベントが開催されますので多くの町民の方が参加、出席されますようお願いいたします。
なお、くわしい参加要領、時間等については、後日お知らせします。

★地域総合イベント行事
(1) 家庭教育公開セミナー
○日程
七月十六日(水)午後六時から
○場所
町民センター

※詳細は社会教育だよりに掲載してあります。

(4) NHKきょうの健康(公開録画)

※当日は各自カメラを持参願います。

○日程
八月十日(日)午後一時から

○場所
町民センター

○内容
番組録画 テーマ「腰痛体操」
講演
講師 日本医科大学
教授 石田 肇

総合体育館一時
閉館のお知らせ

総合体育館ボイラー改修工事のため、左記の通り利用できませんのでご了承願います。
なお、くわしくは教育委員会社会体育係までお問い合わせ下さい。

▽期間
六月二十五日(水)から
七月二十二日(火)まで

篤志寄付

(図書購入費として)

一金 百万円

宮前町 高橋土建株式会社



この度、宮前町の高橋土建株式会社(代表取締役社長 高橋光亜氏)より、「図書購入費として役立て下さい。」と百万円の篤志寄付がありました。

交通事故のご相談は
お気軽にどうぞ
無料でご相談に応じております

午前9時半～午後4時40分(平日)

土曜日は正午まで(第2土曜日は休みます)

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます

◎弁護士相談日: 第1・第3水曜日午後1時～4時

社団法人 日本損害保険協会

旭川自動車保険請求相談センター

旭川市二条通9丁目左1号 道銀ビル4階

旭川調査事務所内

☎0166-22-4285(直通) 0166-23-5261

電話のご相談もお受けします

社会教育だより

音楽の広場

長谷和多留・佐々木 緑

ジョイントコンサート開催

教育委員会では、左記により

「音楽の広場」を開催致します
 昨年は吹奏楽をお楽しみいただきましたが、本年度は二人の声楽家をお招きし、独唱、二重唱ピアノ独奏をお届け致します。
 お誘い合せの上、多数ご来場下さいますよう案内致します

期日 六月二十三日(月)

時間 十八時三十分 開場

十九時 開演

会場 町民センター・集会場
 尚、プログラム、出演者の略歴は、次の通りです。入場無料

☆ プログラム

第一部 (ソプラノ、テノール独唱と二重唱)

・この道・忘れな草・夢

・ロウバオのほとり

・オペレッタ「ボッカチオ」より

・恋はやさし、野辺の花 他

第二部 (ピアノ独奏)

・乙女の祈り

・ピアノソナタ イ短調(トルコ行進曲つき) K三三一より

第三部 (テノール、ソプラノ独唱と二重唱)

・オーソレミオ・波浮の港

・グラナダ・愛の喜び

・歌劇「ジャンニ・スキッキ」より、お父さまにお願い

・歌劇「蝶々夫人」より、ある晴れた日に

・歌劇「椿姫」より 乾杯の歌

・時計台の鐘

・時計台の鐘

☆ 出演者略歴

長谷 和多留(テノール)

S51 国立音大音楽科卒業

S53 ウィーンに五年間留学

S58 帰国後全道で公演活動

S60 生活文化交流事業でヨーロッパ各地で公演

佐々木 緑(ソプラノ)

S57 東京芸大音楽科卒業

現在 道教大岩見沢分校講師

道芸術専門学校講師

北海道二期会準会員

道音楽家協会々員

勇崎 すみれ(ピアノ)

S60 武蔵野音大ピアノ科卒

60年度ミス札幌
 ヘルベルト(ピアノ)

ウィーンより来日、長谷氏と公演活動

酒井 康子(司会・解説)

元HTB放送部員
 S54 フリーの司会者へ

「いじめ」を考えよう

NHK家庭教育

公開セミナー開催

全国的に、今「いじめ」が大きな社会問題となっており、本町においても例外ではありません。「いじめ」が、多くの子供や親の心を痛めさせているのです。どうして「いじめっ子」や「いじめられる子」になるのでしょうか? 「いじめ」にあった時、親はどう対応したらいいのでしょうか。幼児や児童を持つみなさん、もう一度「いじめ」について考えてみませんか。

大型プロジェクトによる。内容、いじめ
 ・十九時二十時三十分
 講演

「いじめ」の
 心理と親の対応
 講師 渡辺 康磨
 (玉川大助教授)

※カウンセリングには、渡辺康磨氏と渡辺ミサ(カウンセリング)が当ります。
 ※講演には申し込みは不要ですが時間の都合もありますので、カウンセリングは十名に限らせていただきます。カウンセリングを希望される方は、七月一日から七月十日までに、教育委員会社会教育係まで、お申し込み下さい。(無料)

教育委員会では、町PTA連合会、NHK北見放送局と共催で、左記により、NHK家庭教育公開セミナーを開催致します。お誘い合せの上、ご参加下さい
 期日 七月十六日(水)
 場所 町民センター(無料)
 日程 十六時十七時
 カウンセリング
 十八時三十分十九時
 テレビ視聴

◆カウンセリングとは?
 学校生活・社会生活の中で、悩みを持つ人に対し、それを解決するための助言を与えること

青年リスト残部僅少
 お早くどうぞ

「国際青年年」を記念して、町内のあらゆる青年団体を結集し、組織した「国際青年年記念事業実行委員会」(委員長・小林修二氏)が、町内青年の交流の輪を広げようと作成した「佐呂間町青年リスト」が完成し、無料で配布をしています。残部があと五十部ほどになりました。

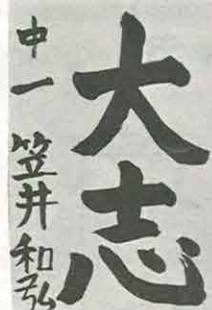
このリストには、町内に居住する主婦を含む有職青年(十五歳以上三十五歳以内)が網羅されており、全道では初めてのころみで、今静かなブームをよんでいます。



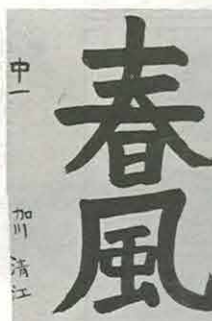
リストご希望の方は、実行委員会事務局(教育委員会内・大谷)まで取りに来て下さい。尚、詳しいことは、広報さろま四月号をご覧ください。

ぼくとわたしの作品

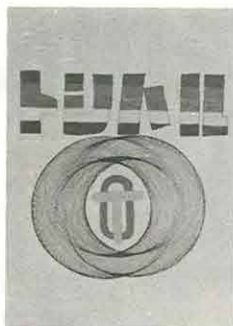
今月は幌岩中学校のお友達を紹介します。



一年 笠井 和弘
力強く思いきって書いていますね。



一年 加川 清江
春風のさわやかな感じが、伝わってくるような書き方です。



二年 大川 敏治
レタリングの部分にグラデーシオンを配し、円の構成もしっかりしています。



三年 片田 知也
福寿草は、花、茎、葉、共に微妙な色で大変むずかしい題材ですが、よく特徴をつかんでいます。

交 差 点

▶昭和61年交通事故発生状況

(5月末現在)

発生件数	2	(5)
死者	0	(0)
負傷者	2	(6)

()内前年同期

▶交通事故死ゼロ300日目標

達成日 昭和62年3月28日

▶昭和60年度交通安全標語入選作

むりなおいこしきけんがいつばい

(若 佐 小 沢谷 真美)

おとうさんシートベルトたしかめて

(佐呂間小 北原 万代)

安全は自分ですること 守ること

(佐呂間中 天内 秀哲)

ベビーフェイス



大成 長縄 克則さん

次男 和也ちゃん

昭和六十年五月一日生
初めまして、我家の次男和也です。

一歳になったばかりです。
大のごはん好きで、おなかのすいている時などは、大人の茶わんに一杯ちかくペロリ

と食べてしまいます。

今では、外へ出て遊びたくて戸があくとすぐ、飛び出します。そしてお兄ちゃんのとを、よちよちと(ちよつと肩をいからして)アヒルのようについて遊びます。

最近テレビのCMに凝っています。とくに子供や女の人が出たりすると、食べるのも忘れてそつちのけで、じっと見ています。名前を呼んでもふり向きません。

今年の夏は、二人でいたずらをして手をあますことでしょう。でも丈夫で元気な子にすくすくと育ってほしいと思います。

第10回サロマ町



家畜まつり

6月22日(日曜日)

佐呂間家畜市場

